

バス・タクシーの運賃を 一部助成します！



《令和7年度変更点》

- ①コミュニティバス（こみねっと・大信自主運行バス）の「月額定期券」「回数券」の購入にも利用できるようになりました。
- ②右記QRコードから申請できるようになりました。



◇助成対象者（白河市内に住民登録があり、次のいずれかに該当する方）

①運転免許証を所持していない、令和8年3月31日までに75歳以上となる方

②運転免許証を所持していない、障がい者手帳をお持ちの方

③母子健康手帳の交付を受けた方（妊産婦）のうち下記の期間内の方

（③-1）母子健康手帳を交付された日から出産日まで

（③-2）出産日から出産した子の1歳の誕生日（令和7年4月1日～令和8年3月31日）まで

※妊産婦の方は申請時に母子健康手帳をお持ちください。1歳の誕生日を含む年度末まで申請可能です。
※年度内1人1回限りの交付です。助成券の再交付はありません。

◇利用期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

◇助成内容



バス・タクシーの運賃を一部助成する券を交付します。

※乗降場所のいずれかが「白河市内」又は「新白河駅」であれば、他町村への移動にも利用できます。

助成券交付枚数	100円助成券 × 120枚（12,000円分）
助成額	運賃の2分の1 ※算定した額に100円未満の端数がある場合は、切り上げた額
利用できる交通機関等	・路線バス、コミュニティバス（こみねっと・大信自主運行バス） ・タクシー（白河観光交通・光タクシー・東タクシー） ・予約型乗合タクシー（実証実験含む） ・コミュニティバスの年間定期券（サポートパス）の購入 ・コミュニティバスの月額定期券、回数券の購入

◇交付申請窓口

『市役所本庁舎総合案内』又は『各庁舎地域振興課』

【問合せ先】白河市役所 市民生活部 生活防災課 ☎0248-22-1111（代表）